

# 令和7年度 燕市入学準備金貸付要項

この事業は、入学に際し必要となる入学金、制服・教科書の購入、引越し費用やその他入学に必要な費用の一部を貸付ける事業です。  
他の入学費用貸付制度との併用も可能です。

## 1. 申込資格

令和8年4月に学校教育法の規定に基づく下記学校等への入学予定の学生（または生徒）の保護者で、市内に住所を有し、入学に際し必要となる資金の負担が困難な方

- (1) 高等学校
- (2) 中等教育学校（後期課程に限る）
- (3) 特別支援学校（高等部に限る）
- (4) 高等専門学校
- (5) 大学（短期大学含む）
- (6) 大学院
- (7) 専修学校（修業年限が2年以上の高等課程・専門課程）

## 2. 入学準備金の貸付額（無利子）

10万円、15万円、20万円から選択

## 3. 連帯保証人（1名必要です）

- 燕市内に住所を有し、独立した生計を営む65歳未満の方
- ・申請時の年齢です。
  - ・該当する方がいない場合は**事前**にご相談ください。
  - ・貸付け決定後、連帯保証人の印鑑登録証明書が必要です。
  - ・連帯保証人は、貸付けを受けた方の返済が滞った場合、返済の義務が生じます。

## 4. 申請時に提出する書類

書類が不足する場合は受付できません。また、提出書類は返却いたしません。

- (1) 入学準備金貸付申請書
- (2) 同居する家族の令和7年度所得証明書（世帯証明書）  
・市役所2階 税務課5番窓口で発行。本人確認として運転免許証等が必要です。

## 5. 申請受付期間

令和8年1月9日（金） ～ 2月10日（火）（土・日・祝日除く）  
※郵送の場合は、2月10日（火）**必着**

## 6. 申請書の提出先

〒959-0295 燕市吉田西太田1934番地  
燕市教育委員会 学校教育課（燕市役所3階 18番窓口）  
電話：0256-77-8191（直通）

## 7. 貸付けの決定・通知について

入学準備金貸付けの可否は、審査基準により燕市入学準備金貸付審査委員会の審査を経て、市長が決定します。

なお、結果については、3月上旬頃に申請者本人に文書で通知します。

## 8. 貸付け決定後の手続きについて

貸付けの決定を受けた場合は、下記の書類の提出が必要です。決定した方には提出に必要な書類を送りますので、提出書類が全て整い次第提出ください。**期限までに**提出がない場合は、入学準備金の貸付けを受けることができません。

### 《提出書類》

- (1) 合格通知書の写し、または、入学を許可された事実を確認できる書類
- (2) 入学準備金借用証書（連帯保証人の印鑑証明書の添付）
- (3) 口座振込申込書（通帳のコピーの添付）
- (4) 在学証明書（入学後提出が必要）

## 9. 貸付け時期について

入学予定校が確定し、合格通知書の写しや入学を許可された事実を確認できた後、指定口座に振り込みます。概ね2週間かかります。

## 10. 返還について ※返還のことも考え、貸付額を選択してください。

貸付け後最初に到来する10月から返還が始まり、正規の修学期間内で全額を返還することになります。ただし、退学した場合は直ちに全額返還していただきます。

返還方法は年賦・半年賦・月賦があり、また、繰上げ返還もできます。貸付け決定後、返還計画を立てていただきます。

返還金は、新たな入学準備金の財源として重要な役割を持っています。期限内での返還をお願いします。

### 《返還例》

- ・高校入学のために20万円を借りた場合（修学期間3年：返還期間30か月）  
6,600円×29か月、最終月は8,600円
- ・専門学校・短大入学のために20万円を借りた場合（修学期間2年：返還期間18か月）  
11,100円×17か月、最終月は11,300円
- ・大学入学のために20万円を借りた場合（修学期間4年：返還期間42か月）  
4,700円×41か月、最終月は7,300円

